(c)　「一般的に認められている会計原則」とは、収入、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(d)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(e)　「同一の又は交換可能な材料」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である材料であって、産品に組み込まれた後は、いかなる表示に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

(h)　「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(i)　「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中又は船積み中に保護するために使用される産品であって、その産品の小売用の容器及び材料以外のものをいう。

(j)　「関税上の特恵待遇」とは、第十六条１の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(k)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

第二十四条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすもの

(c)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

注釈　この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

(b)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

注釈　この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウィルスを含む。）をいう。

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品

(e)　当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

注釈　この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(g)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品

(h)　当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの

(j)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(k)　当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品

1　第二十四条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a)　次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合（以下この協定において「ＬＶＣ」という。）が四十パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「ＣＴＣ」という。）であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

注釈　この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2　1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がＬＶＣに基づく原産地規則、ＣＴＣに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

3　1(a)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則であって、特定のＬＶＣを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のＬＶＣは、当該産品の規則に定める割合以上であることを要件とする。

4　1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第二十七条　原産資格割合の算定

1　産品のＬＶＣは、次の計算式を用いて算定する。

$$ＬＶＣ＝\frac{ＦＯＢ－ＶＮＭ}{ＦＯＢ}\times 100\quad\%$$

2　この条の規定の適用上、

(a)　「ＦＯＢ」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

(b)　「ＬＶＣ」とは、百分率で表示される産品のＬＶＣをいう。

(c)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。